

# 4月から、介護保険料が変わります。

～介護保険料は3年ごとに見直しを行っています～



要介護認定を受けた方や、サービスの利用状況などを勘案して、平成18年4月からの介護保険料が決定しました。

## 4月からの介護保険料

段階	対象となる方	月額保険料	年額保険料
第1段階	市民税世帯非課税の方で、老齢福祉年金を受けている方 生活保護を受けている方	1,770円	21,200円
第2段階	市民税世帯非課税の方で、課税年金収入額と合計所得額の合算額が80万円以下の方	1,770円	21,200円
第3段階	市民税世帯非課税の方で、第2段階に該当しない方	2,655円	31,900円
第4段階	市民税本人非課税の方	3,540円	42,500円
第5段階	市民税課税の方で、合計所得金額が200万円未満の方	4,425円	53,100円
第6段階	市民税課税の方で、合計所得金額が200万円以上の方	5,310円	63,700円

実際の納付は、平成18年4月～8月までは平成18年2月分と同額を納めていただき、平成18年10月以降に年額との差額を納めていただくことになります。

納めましょう!

介護  
保険料



皆さんに納めていただいた介護保険料は、介護保険のサービスを提供するための大切な財源となります。自分に介護が必要となったときのことも考え、介護保険料は必ず納めましょう。

なお、介護保険料に納め忘れがあると、保険給付の制限などを受けることがありますのでご注意ください。

## 介護保険料の納め方

区分	対象となる方	納付方法
特別徴収	年金月額が1万5000円以上の方	年金から天引き
普通徴収	年金月額が1万5000円以下の方 年度の途中で65歳になった方 年度の途中で転入されてきた方	口座振替 または 納付書